

(平成23年6月29日以前用) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例のチェックシート (1面)

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予」の特例を受ける場合には、非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例のチェックシートを使用してください。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出いただきますようお願いいたします。
- 被相続人からの贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できませんのでご注意ください。
- 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの特例の適用を受ける場合には、2面の要件も確認してください。

特例の適用に係る会社の名称：

項目	確認内容 (適用要件)		確認結果		確認の基となる資料
被相続人	相続の開始前のいずれかの日	○ 会社の代表権 (制限が加えられたものを除きます。以下同じ。) を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続の開始の直前 (注1)	① 被相続人及び被相続人と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) ② 被相続人が被相続人及び被相続人と特別の関係がある者 (後継者を除きます。) の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい はい	いいえ いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、 戸籍謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、 戸籍謄本又は抄本など
後継者 (相続人等)	相続の開始の直前	① 被相続人の親族ですか。 ② 会社の役員ですか (確認不要の場合を除きます。)。 (注4) ③ 経済産業大臣の確認を受けた会社の、その確認に係る特定後継者ですか (確認不要の場合を除きます。)。 (注4)	はい はい はい	いいえ いいえ いいえ	○ 戸籍謄本又は抄本 ○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 認定書の写し
	相続の開始の日の翌日から5か月を経過する日	○ 会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続の開始の時	① 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3) ② 後継者が後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい はい	いいえ いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、 戸籍謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、 戸籍謄本又は抄本など
	相続の開始の時から申告期限まで	○ 特例非上場株式等の全てを保有していますか。(注5)	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など
会社	相続の開始の時	① 経済産業大臣の確認及び認定を受けていますか。(注4) ② 中小企業者ですか。 ③ 非上場会社ですか。 ④ 風俗営業会社には該当していませんか。 ⑤ 特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注6) ⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注6)・(注7) ⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注8) ⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注9) ⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。 ⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	○ 認定書の写し ○ 従業員数証明書 ○ 貸借対照表・損益計算書など ○ 損益計算書など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、 登記事項証明書など ○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など

※ 2面の注書を参照願います。

被相続人氏名

相続人等 (特例適用者)

住所

氏名

電話 ()

関 与 税 理 士	所在地			
	氏名		電話	

(平成23年6月29日以前用) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例のチェックシート(2面)

- 注1 被相続人が相続開始の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数を含みます。
- 4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第6条第1項第8号トに該当したときは、経済産業大臣の確認が不要です。
- 5 特例非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7の2第1項に規定する株式等をいいます。
- 6 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。
- 7 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第7項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限り、
- 8 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。
- 9 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第9項第1号に規定する総収入金額をいいます。
- 10 上記の租税特別措置法及び租税特別措置法施行令は、平成23年法律第82号及び政令第199号による改正前のものをいいます。

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の登記事項証明書(相続開始の日以後に作成されたものに限り、)	☐
2	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の直前及び相続開始の時ににおける会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限り、)	☐
3	相続開始の時ににおける会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	☐
4	後継者の戸籍謄本又は抄本、遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)	☐
5	円滑化法施行規則第7条第4項の経済産業大臣の認定書の写し及び同条第3項の申請書の写し	☐
6	相続開始の時ににおける会社の従業員数証明書(円滑化法施行規則第1条第6項に規定する証明書をいいます。)	☐
7	相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度(資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、相続開始の日の3年前の日の属する事業年度から相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度)の貸借対照表及び損益計算書	☐

※ 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの特例の適用を受ける場合に1面と併せて確認してください。

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料
特定受贈同族会社株式等	① 平成22年3月31日までに後継者の納税地の所轄税務署長に、この特例の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した届出書を提出していますか。	はい	いいえ	○ 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書
	② 後継者は、贈与の時から相続税の申告期限までの間のうち一定期間、役員等に就いていますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	③ 特例の適用を受けることを選択した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等の全てを贈与の時から相続税の申告期限までの間保有していますか。	はい	いいえ	○ 株主名簿の写しなど
特定同族株式等	○ 後継者が所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第70条の3の3第3項第4号に規定する確認日の翌日から2か月を経過する日までに、同条第1項に規定する確認書を後継者の納税地の所轄税務署長に提出していますか。	はい	いいえ	○ 確認書の写し

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を上記に掲げる提出書類と併せて提出してください。

提出書類	チェック欄
後継者(相続人等)が、贈与の時から相続税の申告期限までの間のうち一定期間、役員等に就いていたことを明らかにする書類	☐

(注) 特定同族株式等の贈与者が死亡した場合には、上記の書類の提出は必要ありません。